

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年12月19日

【発行者の名称】

フローバル株式会社
(FLOBAL CORPORATION)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 小林 勇

【本店の所在の場所】

大阪市西区西本町一丁目15番10号

【電話番号】

06-6536-2680

【事務連絡者氏名】

取締役総務部長 高瀬 博

【担当 J – A d v i s e r の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J – A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J – A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J – A d v i s e r の財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp>

【電話番号】

03-3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

フローバル株式会社

<https://flobal.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3・4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J—Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のため行動するJ—Adviserを選任する必要があります。J—Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第89期(中間)	第90期(中間)	第91期(中間)	第89期	第90期
会計期間	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高 (千円)	3,228,660	3,772,726	3,999,129	6,549,993	7,431,771
経常利益 (千円)	153,531	90,818	143,885	336,262	218,174
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	98,924	73,101	82,703	146,085	156,291
中間包括利益または包括利益 (千円)	110,108	68,358	81,838	157,619	159,789
純資産額 (千円)	2,309,580	2,411,449	2,570,718	2,357,091	2,502,880
総資産額 (千円)	3,829,090	4,092,377	4,081,492	3,763,011	3,865,790
1株当たり純資産額 (円)	5,017.77	5,279.24	5,671.37	5,120.99	5,479.40
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	214.92	159.09	181.44	317.38	341.14
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	60.3	58.9	63.0	62.6	64.7
自己資本利益率 (%)	4.4	3.1	3.3	6.4	6.4
株価収益率 (倍)	—	25.14	22.05	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	83,205	△242,698	△64,583	444,737	24,816
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△26,387	△38,143	△56,009	△75,153	△34,462
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△183,845	333,340	114,034	△327,708	△39,010
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	609,907	838,763	722,462	778,988	732,977
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	108 (68)	104 (79)	101 (86)	104 (67)	104 (81)

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第89期中間連結会計期間と第89期及び第90期連結会計年度の株価収益率については、期中取引実績がないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パート社員及び派遣社員)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数（人）
101(86)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パート社員及び派遣社員）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
95(82)	40.9	9.3	4,949

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パート社員及び派遣社員）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与には、契約社員、パート社員及び派遣社員の給与は含まれておりません。
4. 当社は、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国の経済は、米関税政策や地政学リスクなど不安定な世界情勢下、堅調な設備投資や貨上げを背景とした個人消費により回復基調で推移しました。

当社グループの業績と相關の深い工作機械分野におきましては、主要の中国・北米市場が伸長し、全体として受注・生産ともに堅調に推移しました。また建設機械分野におきましては、輸出で持ち直しの傾向が見られましたが、全体では弱含みの状況が続いております。国内住宅分野においては建築補修・リフォーム需要は前年比ほぼ横ばいで推移しました。

このような環境下、当社グループは顧客との意思疎通の強化を図ることで自社プライベート・ブランド商品のねじ込み式管継手等の拡販を図ったほか、猛暑によるエアコン需要に応え、冷媒用被膜銅管の拡販に注力いたしました結果、売上・利益と共に増加いたしました。

これらの結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高3,999,129千円（前年同期比6.0%増加）、営業利益130,699千円（前年同期比55.3%増加）、経常利益143,885千円（前年同期比58.4%増加）、親会社株主に帰属する中間純利益82,703千円（前年同期比13.1%増加）となりました。

なお、当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べ、10,515千円減少し、722,462千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの概況と主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、64,583千円の支出となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前中間純利益130,090千円、売上債権の減少額81,354千円、未収消費税等の減少額6,489千円、前渡金の減少額36,924千円、支出の主な内訳は、棚卸資産の増加額307,538千円、法人税等の支払額40,898千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、56,009千円の支出となりました。支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出37,915千円、無形固定資産の取得による支出12,824千円、差入保証金の差入による支出8,193千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、114,034千円の収入となりました。収入の内訳は、短期借入金の純増額130,000千円、支出の内訳は、リース債務の返済による支出1,965千円、自己株式の取得による支出14,000千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておらず、また、受注は販売と概ね連動しているため、記載は省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります

区分	金額（千円）	前年同期比（%）
卸売販売事業	2,143,463	98.7
小売販売事業	1,658,940	119.6
海外販売事業	196,725	91.8
合計	3,999,129	106.0

- (注) 1. 当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10以上の相手がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年6月23日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の^(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに2021年12月16日に上場いたしました。当社では、フィリップ証券^(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2020年9月29日にフィリップ証券^(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じおりません。

(1) J-Adviser契約解除に関する条項

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券^(株)（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかつた場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続もしくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続もしくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合は、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aから

c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部もしくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受もしくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受もしくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再生計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものないこと。

- (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること
及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものないこと。

- ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社もしくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

- ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式もしくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付

された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替期間における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることのできないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議をする旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。

d 上場株券等について、株主総会において議決権行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適當と認め

た場合。

(2) J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を~~懈~~東京証券取引所に通知しなければならない。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末と比べ、168,845千円増加し、3,794,527千円となりました。主な要因は、現金及び預金の減少13,779千円、受取手形及び売掛金の減少34,989千円、電子記録債権の減少46,474千円、商品の増加305,654千円、前渡金の減少36,924千円であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産は、前連結会計年度末と比べ、46,856千円増加し、286,965千円となりました。主な要因は、ソフトウェア仮勘定の増加7,600千円、投資有価証券の増加5,117千円、差入保証金の増加6,930千円、繰延税金資産の増加11,904千円であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末と比べ、143,386千円増加し、1,369,802千円となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金の減少16,145千円、電子記録債務の増加19,376千円、短期借入金の増加130,000千円、未払金の減少9,073千円、未払法人税等の増加20,159千円であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債は、前連結会計年度末と比べ、4,477千円増加し、140,971千円となりました。主な要因は、役員退職慰労引当金の増加3,311千円であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末と比べ、67,838千円増加し、2,570,718千円となりました。主な要因は、当中間連結会計期間における親会社株主に帰属する中間純利益の計上による利益剰余金の増加82,703千円、自己株式取得による減少14,000千円、為替換算調整勘定の減少3,956千円であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしておりません。

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、新たに出店した設備マート高槻店の店舗内装工事等に18,008千円の投資を実施いたしました。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画はありません。
また、重要な設備の除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月19日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,940,000	1,452,920	487,080	487,080	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	1,940,000	1,452,920	487,080	487,080	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【M S C B 等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	—	487,080	—	90,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
岡田 吉高	大阪府大阪市北区	245,680	54.20
岡田産業株式会社	大阪府大阪市福島区福島1-1-48	163,000	35.96
岡田 令奈	大阪府大阪市阿倍野区	25,000	5.52
フローバル従業員持株会	大阪府大阪市西区西本町1-15-10	1,436	0.32
多田 由里子	大阪府八尾市	1,364	0.30
植賀 陽子	兵庫県尼崎市	1,355	0.30
齊藤 辰男	新潟県新潟市中央区	1,000	0.22
株式会社浅井	東京都大田区平和島5-8-23	1,000	0.22
合同会社N R C	埼玉県深谷市東方町1-8-11	1,000	0.22
柳澤 順	兵庫県西宮市	900	0.20
計	—	441,735	97.45

(注) 1. 当社が保有する自己株式数33,800株につきましては、上記の表及び持分比率の計算より除いております。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 33,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 451,400	4,514	—
単元未満株式	普通株式 1,880	—	—
発行済株式総数	487,080	—	—
総株主の議決権	—	4,514	—

②【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) フローバル株式会社	大阪市西区西本町 1-15-10	33,800	—	33,800	6.94
計	—	33,800	—	33,800	6.94

2【株価の推移】

【当中間連結会計期間における月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものです。

2. 2025年4月から2025年9月については、売買実績がありません。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
取締役	E C・リテール事業部長	笹渕 航一	1992年7月4日生	2015年4月 株アズノウアズ入社 2018年6月 当社入社 2023年6月 子会社Flobal Korea Co., Ltd. 理事(現任) 2024年4月 当社ネット通販事業部長 2025年10月 当社E C・リテール事業部長(現任)	(注)	—	2025年10月31日

(注) 取締役の任期は、2025年10月31日開催の臨時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令 第 28 号)に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第 1 種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスによる期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	740,509	726,730
受取手形及び売掛金	802,871	767,881
電子記録債権	538,065	491,591
商品	1,439,292	1,744,946
貯蔵品	15,386	17,270
前渡金	38,937	2,012
未収消費税等	10,729	4,240
その他	40,206	40,131
貸倒引当金	△317	△276
流動資産合計	3,625,681	3,794,527
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	24,387	23,183
リース資産（純額）	1,701	844
その他（純額）	9,404	27,702
有形固定資産合計	35,492	51,730
無形固定資産		
ソフトウエア	26,402	25,735
ソフトウエア仮勘定	—	7,600
その他	1,355	1,228
無形固定資産合計	27,758	34,564
投資その他の資産		
投資有価証券	32,007	37,125
差入保証金	66,376	73,306
繰延税金資産	66,874	78,779
その他	13,066	13,038
貸倒引当金	△1,468	△1,579
投資その他の資産合計	176,857	200,671
固定資産合計	240,108	286,965
資産合計	3,865,790	4,081,492

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	323,063	306,918
電子記録債務	377,241	396,618
短期借入金	250,000	380,000
リース債務	3,379	2,256
未払金	129,293	120,219
未払費用	26,722	27,964
未払法人税等	40,905	61,065
未払消費税等	—	810
契約負債	17,748	15,883
賞与引当金	46,138	49,892
その他	11,921	8,172
流動負債合計	1,226,416	1,369,802
固定負債		
リース債務	1,062	219
役員退職慰労引当金	71,692	75,004
退職給付に係る負債	11,929	14,327
資産除去債務	47,447	48,802
その他	4,361	2,616
固定負債合計	136,493	140,971
負債合計	1,362,909	1,510,774
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金	15,340	15,340
利益剰余金	2,413,506	2,496,210
自己株式	△42,531	△56,531
株主資本合計	2,476,315	2,545,019
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	14,510	17,602
為替換算調整勘定	12,053	8,096
その他の包括利益累計額合計	26,564	25,699
純資産合計	2,502,880	2,570,718
負債純資産合計	3,865,790	4,081,492

②【中間連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	3,772,726	3,999,129
売上原価	2,773,131	2,888,904
売上総利益	999,594	1,110,224
販売費及び一般管理費	※ 915,458	※ 979,525
営業利益	84,135	130,699
営業外収益		
受取利息	132	230
受取配当金	347	554
仕入割引	3,440	3,927
為替差益	6,314	8,397
雑収入	1,714	5,590
営業外収益合計	11,949	18,700
営業外費用		
支払利息	713	1,441
売上割引	4,136	3,766
その他	416	306
営業外費用合計	5,266	5,513
経常利益	90,818	143,885
特別利益		
固定資産売却益	—	50
受取和解金	18,000	—
特別利益合計	18,000	50
特別損失		
投資有価証券評価損	42	—
減損損失	—	13,845
特別損失合計	42	13,845
税金等調整前中間純利益	108,776	130,090
法人税、住民税及び事業税	22,580	60,984
法人税等調整額	13,094	△13,598
法人税等合計	35,674	47,386
中間純利益	73,101	82,703
親会社株主に帰属する中間純利益	73,101	82,703

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	73,101	82,703
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,096	3,091
繰延ヘッジ損益	△10,923	—
為替換算調整勘定	7,276	△3,956
その他の包括利益合計	△4,743	△865
中間包括利益	68,358	81,838
(内訳)	—	—
親会社株主に係る中間包括利益	68,358	81,838
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	108,776	130,090
減価償却費	11,200	13,291
減損損失	—	13,845
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	5,222	3,311
賞与引当金の増減額（△は減少）	△30,686	3,753
貸倒引当金の増減額（△は減少）	58	70
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△719	2,398
受取利息及び受取配当金	△479	△785
支払利息	713	1,441
投資有価証券評価損益（△は益）	42	—
受取和解金	△18,000	—
有形固定資産売却損益（△は益）	—	△50
売上債権の増減額（△は増加）	49,651	81,354
棚卸資産の増減額（△は増加）	△248,177	△307,538
仕入債務の増減額（△は減少）	39,143	3,230
未収消費税等の増減額（△は増加）	△11,408	6,489
未払消費税等の増減額（△は減少）	△61,804	957
前渡金の増減額（△は増加）	△51,171	36,924
その他	△11,254	△11,701
小計	△218,890	△22,915
和解金の受取額	18,000	—
利息及び配当金の受取額	476	711
利息の支払額	△759	△1,480
法人税等の支払額	△41,525	△40,898
営業活動によるキャッシュ・フロー	△242,698	△64,583
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△10,093	—
定期預金の払戻による収入	—	3,264
有形固定資産の取得による支出	△5,379	△37,915
有形固定資産の売却による収入	—	50
無形固定資産の取得による支出	△22,260	△12,824
投資有価証券の取得による支出	△325	△333
差入保証金の差入による支出	—	△8,193
差入保証金の回収による収入	124	153
その他	△209	△209
投資活動によるキャッシュ・フロー	△38,143	△56,009
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	350,000	130,000
自己株式の取得による支出	△14,000	△14,000
リース債務の返済による支出	△2,659	△1,965
財務活動によるキャッシュ・フロー	333,340	114,034
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,276	△3,956
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	59,774	△10,515
現金及び現金同等物の期首残高	778,988	732,977
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 838,763	※ 722,462

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
従業員給料及び手当	308,305千円	319,739千円
賞与引当金繰入額	27,394	49,926
役員退職慰労金引当金繰入額	2,112	3,245
退職給付費用	3,779	4,696

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	850,403千円	726,730千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△11,640	△4,268
現金及び現金同等物	838,763	722,462

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、各種設備機器・部品・材料の開発販売の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

区分	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
卸売販売事業	2,171,015	2,143,463
小売販売事業	1,387,459	1,658,940
海外販売事業	214,251	196,725
顧客との契約から生じる収益	3,772,726	3,999,129
その他収益	—	—
外部顧客への売上高	3,772,726	3,999,129

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純利益	159.09円	181.44円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	73,101	82,703
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	73,101	82,703
普通株式の期中平均株式数（株）	459,496	455,824

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月19日

フローバル株式会社
取締役会 御中

監査法人 コスモス 愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小室 豊和
業務執行社員 公認会計士 杉江 明俊

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフローバル株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フローバル株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行つた。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従つて、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続で

きなくなる可能性がある。

・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。